平成２６年（フ）第２５９６号
大阪府門真市柳町６番20号　ファミール・Ｎ203号、前住所大阪府門真市元町５番５号
債務者　澤崎　厚美（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４号
香川県善通寺市善通寺町921番地１　スティーブル堀江105号
債務者　丸岡　　啓
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第４８号
北海道伊達市長和町787番地
債務者　原　ひとみ
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
盛岡市中屋敷町７番35―120号、旧住所盛岡市津志田中央２丁目13番３号　アパートメント1040Ｂ―201号
債務者　中川　裕希（旧姓浦谷）
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２９号
新潟県村上市野潟2625番地
債務者　畠山　秀之
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第２３号
兵庫県加西市谷町147番地の４
債務者　宮長　博子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第２５号
兵庫県加西市北条町北条452番地の３
債務者　山田ひとみ
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第１２号
沖縄県宮古島市城辺字比嘉864番地２
債務者　伊良部寛雄
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２６年（フ）第２４６号
仙台市太白区鈎取３丁目１番30―101号
債務者　沼田　　崇
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３３０号
仙台市青葉区北根黒松５番２―402号、従前の住所仙台市青葉区みやぎ台２丁目７番10号
債務者　志田　規久
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３３４号
仙台市若林区大和町５丁目23番31―508号
債務者　阿部　達男
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３３号
秋田県大館市道目木字屋布添63番地２
債務者　工藤　正樹
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第１２８号
茨城県ひたちなか市大字三反田3600番地１　Ｎｏｒｔｈ　Ｖｉｌｌａ201号
債務者　堀江　政人
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１５３号
茨城県水戸市南町３丁目４番65―503号　新日本ロイヤルレジデンス
債務者　大山福栄こと　金　　福栄
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１５７号
茨城県水戸市東前３丁目152番地の２　ルミエールＥ棟102号
債務者　岡田　一行
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第６０号
茨城県つくば市観音台１丁目21番地20　グリーンパークＨＮＩ101号
債務者　田島　栄二
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係